

横浜市物流等関連施設の管理運営

平成 28 年度事業計画書

横浜港埠頭株式会社

目 次

1. 管理執行体制	1
(1) 執行体制	1
(2) 事故発生時における体制	2
(3) 緊急連絡体制表	3
2. 指定管理業務計画書	3
(1) 年間業務計画	3
(2) 直営業務及び外部委託予定	5
(3) 防犯・防災対策	6
(4) 要望対応方針	7
(5) 研修計画	7
(6) その他（催事関係）	8
3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画書	9
4. 自主事業の事業計画書及び収支計画書	10
5. 最後に	10

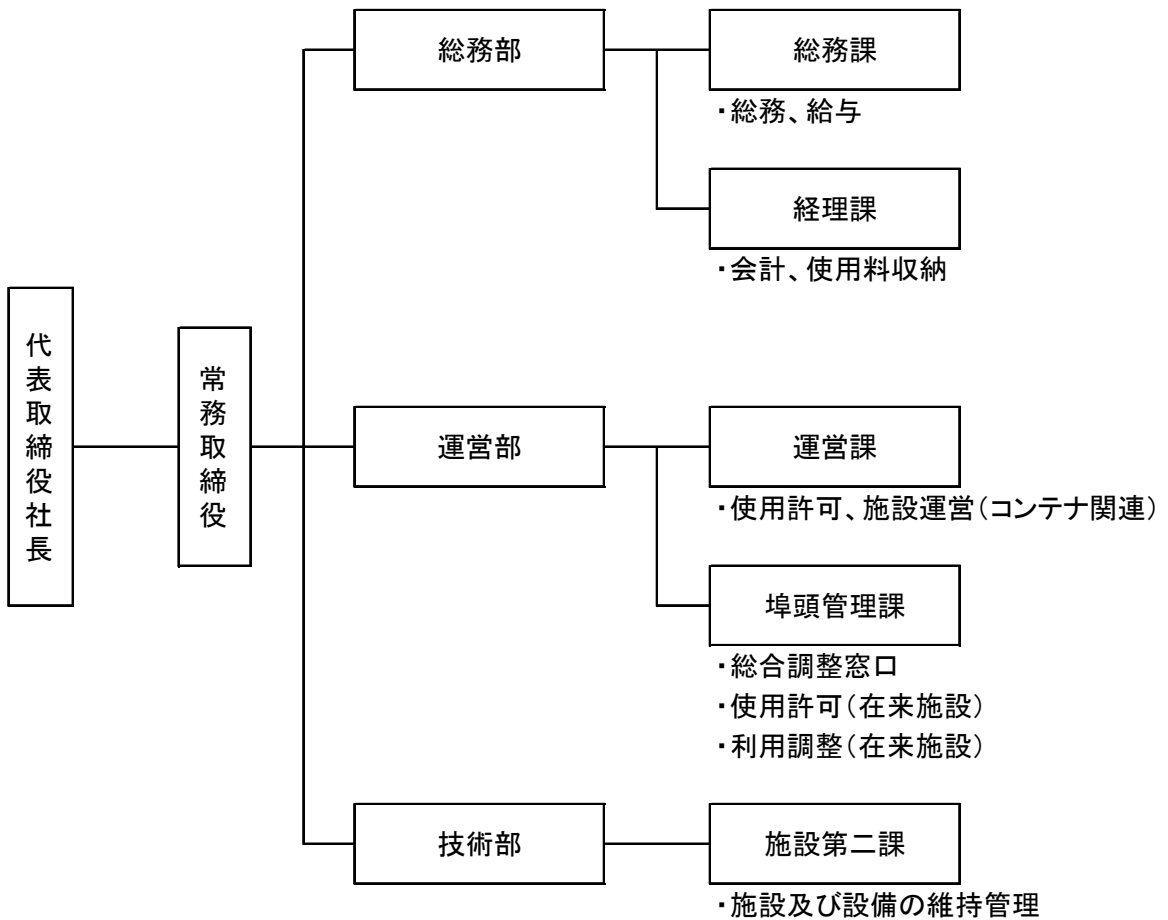
1. 管理執行体制

(1) 執行体制

指定管理者の業務となる「横浜市物流等関連施設」（以下「施設」という。）の管理運営については、次の体制で業務を執行するものとします。

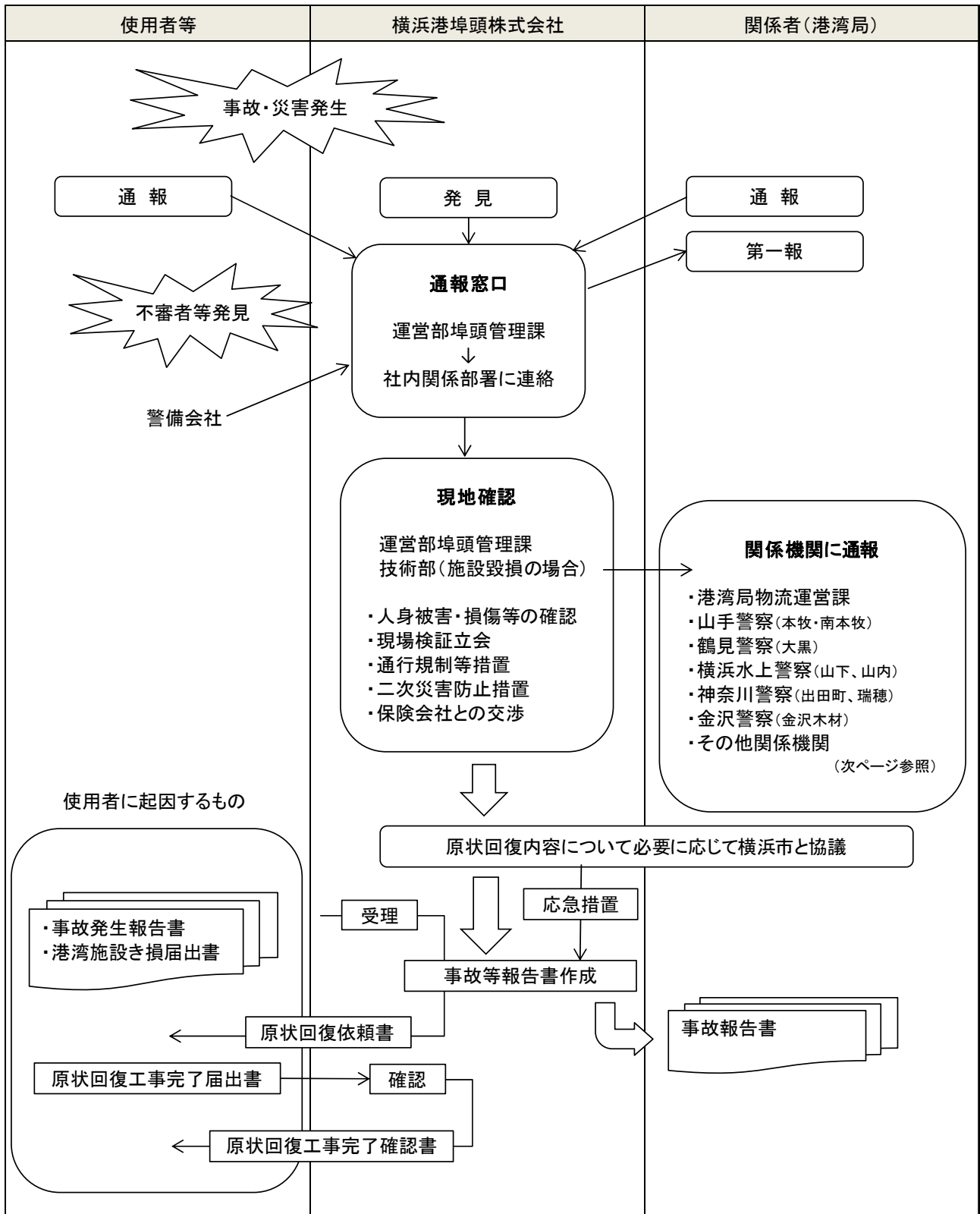
<執行体制図>

(平成 28 年 4 月現在)

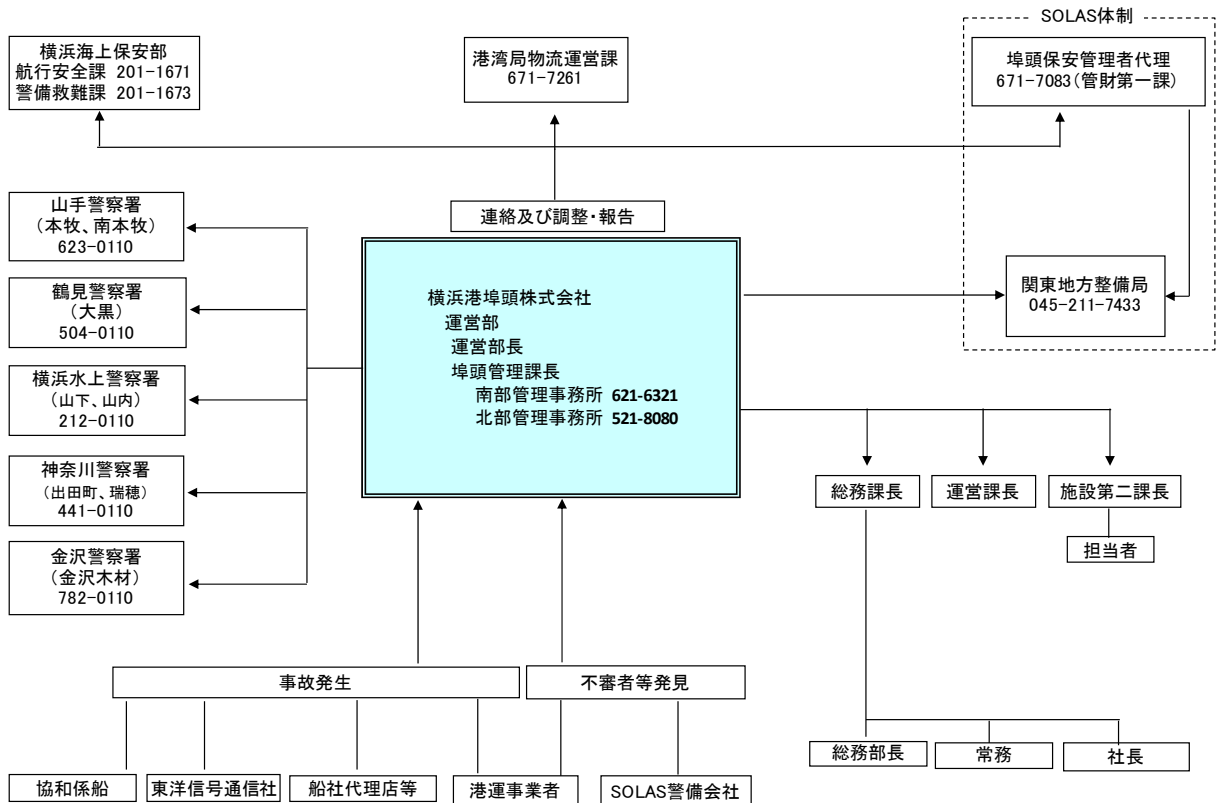


(2) 事故発生時における体制

緊急時の対応については、以下のフローにより対応することとします。



(3) 緊急連絡体制表



2. 指定管理業務計画書

(1) 年間業務計画

基本協定書に基づき、業務を執行するとともに、効率的に施設を運営していくために、以下の点を重点的に業務を進めていきます。

① 横浜港の利用促進にむけて

当社は指定管理をする在来貨物（完成自動車含む）取扱施設と、当社が所有・管理する在来ターミナルを併せて、横浜港内の在来貨物物流施設を当社が一元管理を行っております。

一方で当社から新設分割して設立した横浜川崎国際港湾株式会社が横浜港のコンテナターミナルを管理運営することになりました。今後は横浜市及び横浜川崎国際港湾株式会社と連携を図りながら、横浜港の効率的な管理を通じて、その利用促進を目指します。

② 完成自動車対応について

横浜港において輸出貨物の4割以上を担う完成自動車および、建設機械等の輸送拠点としての地位の維持向上のため、指定管理施設（荷さばき地・上屋・緑地等）の利用方法の見直し等、土地需要への対応などについての具体的施策に向けた分析・検討を行い、今後の完成自動車・建設機械等の更なる利用促進を目指します。

③管理施設の維持管理について

これまで港湾施設の管理運営を長く手掛けていることから、港湾施設利用者の利用形態やニーズを正確かつ適切に把握しており、これらの経験の蓄積を元にそれぞれの利用者に対応した維持管理を心掛けていきます。

さらに、不動産管理ソフトを利用し、修繕等の履歴の管理・分析を行うことにより、効率的かつ利用者ニーズに合った施設の維持修繕を行います。

<計画概要>

年月	H28												H29			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1. 使用許可等に関する業務																
施設使用許可申請受付																
施設の利用実績とりまとめ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務																
小破修繕																
各種設備の保守点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3. 施設の運営に関連する業務																
ふ頭内調整業務																
施設の巡回業務																
上屋・道路・事務所の管理業務																
門衛・誘導・清掃業務																
ふ頭内植栽等管理業務																
緊急時の対応業務																
4. その他の業務																
(1) 食品販売届について																
(2) 電子申請の普及啓発																
(3) 港湾情報システムに関する業務																
法令関係研修（港湾行政実務研修派遣を含む）※年3回																
コンプライアンス研修									●							
個人情報保護研修									●							
人権研修										●						
指定管理等業務基礎研修																

(2) 直營業務及び外部委託予定

仕様書項目の主たる業務区分については次のとおりです。

仕様書の項目	業務区分		備考欄
	直営	外部委託	
1. 使用許可等に関する業務			
(1) 上屋・荷さばき地等	○		
(2) 岸壁・物揚場等			
(ア) 受付業務(総トン数500t未満の船舶)	○		
受付業務(総トン数500t以上の船舶)		○	
(イ) 船席の調整・決定(総トン数500t未満の船舶)	○		
船席の調整・決定(総トン数500t以上の船舶)		○	
(ウ) 使用料の減免に関する業務	○		
(エ) 岸壁・物揚場に関する減免業務	○		
(オ) 業務報告	○		
(カ) その他の業務	○		
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務			
(1) 建築施設			
(ア) 小破修繕		○	
(イ) 点検			
a 防潮扉の点検		○	
b シャッターの点検		○	
c 建築基準法第12条による点検等		○	3年に1回実施 (H30年度実施予定)
(ウ) アスベスト繊維浮遊量測定		○	
(2) 建築機械設備			
(ア) 小破修繕		○	
(イ) 点検			
a 上屋等の浄化槽の点検		○	
b 上屋等の消防設備の点検		○	
c その他の建築機械設備全般の点検		○	
d 建築基準法第12条による点検等		○	毎年実施
(3) 電気施設			
(ア) 遠方監視及び遮断機操作		○	
(イ) 小破修繕		○	
(ウ) 点検		○	
(エ) 書類の作成	○		
(オ) 連絡調整	○		
(カ) 電気事故、故障の対応	○	○	
(キ) PCB使用機器の管理		○	
(ク) 大黒ふ頭T-4号上屋の太陽光発電設備の管理		○	
(4) 土木施設	○	○	点検、調査、修繕
(5) 大黒ふ頭鉄鋼パース荷役機械			
(ア) 小破修繕		○	
(イ) 点検整備等		○	
(6) 出田町ふ頭上屋くん蒸設備及び冷凍機設備			
(ア) 小破修繕		○	
(イ) 点検整備等		○	
3. 施設の運営に関連する業務			
(1) ふ頭内調整業務	○		
(2) 施設の巡回業務	○	○	
(3) 上屋の管理業務			
ア 上屋の鍵の保管及び貸出し	○		
イ 施設の清掃指導	○		
ウ 施設の火災警備	○	○	
エ 防火管理に関すること	○		
(4) 道路の管理業務			
ア 特殊車両通行承認・重量物荷役機械通行協議	○		
イ 交通対策	○		
ウ 工事調整	○		
エ 信号機保守点検		○	
オ 道路補修の応急対応	○	○	
カ 自然災害時(風雨・降雪・高潮等)の対応	○		
キ 事故対応	○		
ク その他(港湾道路利用者に対する安全運転等の周知)	○		
(5) 事務所の管理業務			
(ア) 正面玄関(入口)の施錠業務	○		
(イ) 警備業務		○	
(ウ) 管理経費の費用按分及び徴収	○		
(6) 門衛業務		○	
(7) 誘導業務		○	
(8) 清掃業務		○	
(9) ふ頭内植栽等管理業務		○	
(10) 緊急時の対応業務	○		
4. その他の業務			
(1) 食品販売届について	○		
(2) 電子申請の普及啓発	○		
(3) 港湾情報システムに関する業務	○		

※外部委託の履行管理は当社で実施

(3) 防犯・防災対策

管理施設等※において、風水害・都市災害・地震災害等によって生じる災害の防災活動を次のとおり行います。

※管理施設等：管理施設、管理設備、管理物品

①災害時の対応

管理施設等に災害が発生する恐れがある場合等には、当社作成の「防災計画」に基づき災害対策本部を設置し、横浜市港湾局、関係機関や利用者と緊密に連携をとり、危険箇所の早期発見を行い、応急措置や復旧に向けて迅速かつ適切な対応をとります。

(防災体制)

体制	配備	配備基準	対象役員及び対象社員
災害対策警戒本部	第1号配備	1.風水害等 (1)警報等が発令された場合 (2)京浜港台風対策協議会で警戒体制になり、関係機関との調整の結果、警戒体制が必要と判断した場合 (3)大雪注意報が発令され、対応が必要と認められる場合 2.地震災害 震度5強（臨海部以外） 3.都市災害 管理施設の被害が見込まれる場合 4.その他 副本部長（総務課長）が必要と認める場合	総務課長、庶務係長 運営課係長、 技術部係長 1名 北部・南部管理事務所長 埠頭管理課 社員 2名
	第2号配備	(1)風水害・都市災害等により、管理施設において災害が発生した場合 (2)その他副本部長（総務部長）が必要と認めた場合	総務部長、第1号配備社員、運営課長、施設第一課長、施設第二課長、埠頭管理課長、総務課係長、経理課係長、技術部係長1名、総務課社員2名、運営課社員2名、埠頭管理課社員2名
本部 災害対策	第3号配備	(1)震度5強（臨海部：臨海6区） (2)複数の管理施設に被害が発生した場合 (3)その他副本部長（社長）が必要と認めた場合	全役員及び全社員

*上記体制のほかに震度4の地震が観測された区に所在する施設の点検を、地震後最初の勤務時において実施します。

*震度5弱の地震が発生した際には北部・南部管理事務所長及び埠頭管理課 社員 2名が参集し点検を実施します。

②気象災害への対応

弊社は気象情報サービス会社と契約し、気象状況の変化について情報収集できる体制を整えているほか、港湾施設利用者への周知方法として、貴局や各ふ頭会等の団体と連携し、FAXや電子メールを活用した緊急時の情報伝達体制も整えております。

特に平成25年度の大雪を契機に横浜市港湾局・大黒ふ頭連絡協議会と「大黒ふ頭の降雪時の

対応」について役割分担を決定し、当社は降雪時の車両誘導や帰宅困難者について準備態勢を整えました。また、運用面では冬季の降雪対策として落雪による貨物への被害を避けるため、荷捌き地の一部を利用中止区域に設定、その間の代替地の提供や利用者調整を行い、利用者に不利益が発生しないよう努めました。本年度も引き続き、物流への影響を最小限にした体制を整えてまいります。

③日常の対応

日常業務として社員が行う巡回で、防災上問題になりそうな事項はないかチェックし、被害の未然防止に努めます。

また、港湾局、消防署、警察署及び関係団体等と合同で安全パトロールを定期的（1～2回/2ヶ月）に実施し、施設の不良箇所等の早期発見に努めるとともに、ユーザーからの要望や課題について適切に対処していきます。

(4) 要望対応方針

これまでの指定管理期間にアンケート調査で抽出された利用者からの要望について、小破修繕や業務見直しなど当社が対応できるものに関しては、適宜対応を行ってまいりました。

また、老朽化による施設の大規模修繕等の施設所有者の対応が必要なものは、適時に横浜市港湾局へその要望等を伝えて、長期的な観点から施設やその利用者の利便性や効率が向上するように心がけてまいります。

さらに短期的には管理施設等の利用者と定期的を開催する会議、あるいは施設の巡回を通して、利用者から要望等を直接聴取し、港湾局各所管と協議のうえ、利用者と十分に調整して迅速に対応し、効率的な施設利用に努めていくこととします。

(5) 研修計画

施設を効率的に運営するために必要な知識並びに関係法令に関し、必要な実務研修を実施していきます。

平成 28 年度研修（予定）

研修名	研修時期	回数	対象者
法令関係研修（港湾行政実務研修派遣を含む）	6～3月	3	実務者
コンプライアンス研修	10月	1	全社員
個人情報保護研修	10月	1	全社員
人権研修	11月	1	全社員
指定管理等業務基礎研修	6～3月	4	実務者

(6) その他（催事関係）

ふ頭内における催事等については、主催者と綿密な打合せを行い、ふ頭の業界関係団体や施設使用者へ情報提供及びふ頭内施設利用の調整を図り、対応していきます。主な催事関係は次のとおりです。

平成 28 年度主な催事関係（予定）

内容	対象エリア	実施時期
ザよこはまパレード（国際仮装行列）	山下ふ頭	5月
世界トライアスロンシリーズ横浜大会 エイジ大会	山下ふ頭	5月
RALLY TOKYO YOKOHAMA 2016	山下ふ頭	5月
横浜スパークリングトワイライト	山下、本牧、大黒ふ頭等	7月
神奈川新聞花火大会	山下、本牧、大黒ふ頭等	8月

3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画書

平成 28 年度 物流等関連施設管理運営事業 事業計画書

単位:千円

科目	予算額
1. 指定管理収入	457,350
2. 利用者収入（共益費）	3,724
3. 消費税	36,887
収益合計	497,961

単位:千円

科目	予算額
1. 埠頭管理課費用	144,703
①警備委託費	75,015
②清掃委託費	58,205
③その他委託費	4,895
④施設管理者賠償責任保険料	6,588
2. 施設課費用	208,200
(1) 土木	58,000
①修繕費	58,000
(2) 建築	87,900
①修繕費	37,800
②委託費	50,100
(3) 機械	12,850
①修繕費	4,300
②委託費	8,550
(4) 電気	49,450
①修繕費	9,000
②委託費	40,450
3. 一般管理費等経費	18,371
4. 人件費	89,800
5. 消費税	36,887
費用合計	497,961

4. 自主事業の事業計画書及び収支計画書

該当事業なし

5. 最後に

これまで当社は、横浜港における港湾コストの削減、利便性の向上などを推進し、横浜港の一層の国際競争力強化を図るため、物流関連施設の一元化を図ってまいりました。また、直接荷役状況を確認し的確な利用者ニーズに対応するため現場事務所を配置し、「現場力」を活かした港湾施設運営に取り組んできました。

これらの取組などにより、平成 25 年度の指定管理者第三者評価においては「適正」という評価を、また第三期の選定評価委員会においても指定管理者としてふさわしいとの評価をいただいております。

平成 28 年度は第三期指定管理期間（平成 28 年度～32 年度）の初年度であることから、基本に立ち返り、当社しか出来ない「現場力」を最大限活かした横浜港の利用促進を目指して行きます。

具体的には指定管理者として当社保有施設及び在来施設一体利用、大黒ふ頭の完成自動車及び建設機械等の輸送拠点としての地位の維持向上に向けた施策の検討・実施をしていきます。

また、施設の維持管理については、横浜市公共施設管理基本方針を踏まえ、安全・安心を確保し、施設機能の維持確保に努めます。